第三種郵便物認可　明治二十五年三月三十一日

平成２８年（フ）第１３１号
神戸市中央区熊内町５丁目12番11号　102、従前の住所長野県中野市大字江部1107番地５
債務者　傳田　礼子
1　決定年月日時　平成28年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月29日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第２２号
長野県松本市梓川梓4498番地２
債務者　田中　翔子（旧姓佐藤）
1　決定年月日時　平成28年２月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月２日まで　長野地方裁判所松本支部

平成２８年（フ）第５号
愛知県あま市富塚向54番地
債務者　渡辺　　弘
1　決定年月日時　平成28年２月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月２日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第８４号
名古屋市中川区法華２丁目57番　ｅｌｆｍｏｔｈｅｒ　Ｈｏｋｋｅ105号、住民票上の住所名古屋市中川区高杉町68番地　ベルメゾンＡＺⅡ201号
債務者　山本　孝洋
1　決定年月日時　平成28年２月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月２日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第２０８号
名古屋市名東区植園町３丁目29番地　カサヴィブレ201号、従前の住所名古屋市名東区猪子石原３丁目2510番地　澤田方
債務者　荒木　和子
1　決定年月日時　平成28年２月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月２日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１６号
三重県津市庄田町1165番地１　コーポサンライズ106号
債務者　西浦　光之
1　決定年月日時　平成28年２月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月２日まで　津地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第３１号
滋賀県彦根市開出今町1832番地（13―19号）
債務者　石崎　広幸
1　決定年月日時　平成28年２月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月２日まで　大津地方裁判所彦根支部

平成２８年（フ）第２号
兵庫県伊丹市桜ケ丘７丁目３番20号
債務者　今石隆太こと　**今**石　**隆**太
1　決定年月日時　平成28年２月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月２日まで　神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２７年（フ）第１３６号
鳥取県米子市皆生６丁目４番65号　202号
債務者　イシイビビリンボカグこと　ＩＳＨＩＩ　ＢＥＶＥＬＹＮ　ＢＯＣＡＧ
1　決定年月日時　平成28年２月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月２日まで　鳥取地方裁判所米子支部

平成２８年（フ）第３号
山口県下関市後田町２丁目２番９号　トリドール後田　201号、前住所山口県下関市阿弥陀寺町11番７　502号
債務者　山室　勝己
1　決定年月日時　平成28年２月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月２日まで　山口地方裁判所下関支部破産係

平成２８年（フ）第１５号
福岡県田川郡川崎町大字池尻1469番地
債務者　山下　秀信
1　決定年月日時　平成28年２月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月２日まで　福岡地方裁判所田川支部

平成２８年（フ）第３１号
大分県津久見市セメント町６番１号
債務者　阿部　顕人
1　決定年月日時　平成28年２月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月２日まで　大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第３２号
大分県津久見市セメント町６番１号
債務者　阿部　恵美
1　決定年月日時　平成28年２月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月２日まで　大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第２号
鹿児島県霧島市溝辺町有川699番地70　パティオス野口103
債務者　冨滿　裕一
1　決定年月日時　平成28年２月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月２日まで　鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２８年（フ）第１３号
鹿児島県霧島市国分中央６丁目９番21号　ブライトビューメイツ202号
債務者　井上　エミ
1　決定年月日時　平成28年２月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月２日まで　鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２７年（フ）第１８９号
富山市太郎丸西町１丁目12番地４　ウエスト・モンターニュＡ102号
債務者　水野　浩次
1　決定年月日時　平成28年２月29日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月６日まで　富山地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第８号
富山市荒川新町３番14号、前住所富山市高屋敷687番地12
債務者　矢後　裕子
1　決定年月日時　平成28年２月29日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月６日まで　富山地方裁判所民事部